

岩手県企業局管理規程第5号

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県企業局長 佐藤 学

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長委任事項)</p> <p>第2条 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「事業所」という。）の所掌に係る事務に関し当該事業所の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 配当された予算の範囲内で、設計額<u>5,000万円未満</u>（設計変更の場合にあっては、変更後の設計額<u>6,000万円未満</u>）の<u>修繕工事、改良工事及び業務委託を執行すること</u>（競争入札参加者の選定に関するものを除く。）。</p> <p>(2) 配当された予算の範囲内で、前号に規定するもの以外の1件の金額500万円未満の支出負担行為をすること（競争入札参加者の選定に関するものを除く。）。</p> <p>(3)～(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長委任事項)</p> <p>第2条 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「事業所」という。）の所掌に係る事務に関し当該事業所の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 配当された予算の範囲内で、設計額<u>1億5,000万円未満</u>（設計変更の場合にあっては、変更後の設計額<u>2億円未満</u>）の<u>工事及び業務委託の執行、予定価格の作成及び支出負担行為をすること</u>（競争入札参加者の選定に関するものを除く。）。</p> <p>(2) 配当された予算の範囲内で、前号に規定するもの以外の1件の金額500万円未満の<u>契約に係る事業の執行、予定価格の作成及び支出負担行為をすること</u>（競争入札参加者の選定に関するものを除く。）。</p> <p>(3)～(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。